

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度 第1回 所沢市上下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成25年8月6日(火) 午後1時30分 から 午後3時55分
開 催 場 所	上下水道部庁舎 3階 大会議室
出 席 者 の 氏 名	内田喜久男、鹿島順三、粕谷治男、木下登美子、木村一男、倉澤継彦 齋藤操、笹原文男、中村博美、野澤嘉彦、林幹雄、矢倉幸子、山路洋子 (50音順)
欠 席 者 の 氏 名	なし (50音順)
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1)第3期市街化調整区域所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する単 位負担金額(案)について (2)その他
会 議 資 料	事前送付したもの ・資料1 第3期市街化調整区域(流域第7負担区)下水道整備 における受益者負担金単位負担金額(案)について 当日配付したもの ・平成25年度 第1回 所沢市上下水道事業運営審議会次第 ・資料2 所沢市上下水道事業運営審議会条例 ・資料3 所沢市情報公開条例 ・資料4 「会議の公開」事務取扱要領 ・資料5 所沢市の会議の公開に関する指針 ・資料6 平成25年度 所沢市上下水道事業運営審議会委員名簿
担 当 部 課 名	上下水道部 総務課(電話:04-2921-1084) <出席者> 市長 藤本正人 上下水道事業管理者 粕谷不二夫 上下水道部長 山寄裕司 上下水道部次長 瀨仲保身、上下水道部次長 北田克 総務担当参事 木下浩、総務課主幹 高橋国弘、総務課副主幹 安藤善雄、 総務課副主幹 平栗正之、総務課主査 砂川知子 下水道整備課長 鈴木久夫、下水道整備課副主幹 吉田進一、下水道整備 課主査 井上直樹 下水道維持課長 中村誠、下水道維持課副主幹 神山和宏、下水道維持課 主任 粕谷憲之

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 . 開会            2 . 市長挨拶            3 . 委嘱状交付            4 . 会長・副会長の選出、挨拶                会長 木村一男委員、副会長 内田喜久男委員            5 . 諮問            6 . 上下水道事業管理者挨拶            7 . 事務局(上下水道部職員)自己紹介            8 . 会議資料の確認            9 . 会議録作成方法等決定            10 . 議 題            (1)第 3 期市街化調整区域所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する            単位負担金額（案）について            (2)その他            11 . 閉会</p>
会長	<p>議題の「第 3 期市街化調整区域所沢都市計画下水道事業受益者負担に            関する単位負担金額（案）について」審議を進めるにあたり、まず「所            沢市の下水道事業の概要」について、事務局から説明をお願いします。”</p>
下水道整備課長	<p>それでは、「所沢市の下水道事業の概要について」説明いたします。            まず、はじめに、下水道の果たす役割について説明いたします。            私たちが普段暮らしの中で何気なく使っている水。その使って汚れた            水はどこへ行くのでしょうか。暮らしや工場などで使われて汚れた水は、            下水管を通して下水処理場に送られます。ここに集められた汚れた水は            処理され、きれいな水に生まれ変わって再び川や海に戻っていきます。            また、道路や庭に降った雨水は、すばやく下水管に流れて災害を防ぎま            す。このように下水道は「水の循環」においてとても大切な役割を果た            し、清潔で快適な生活環境をつくっています。            次に、下水道の種類について説明いたします。            下水道の種類につきましては、公共下水道と流域下水道があります。            公共下水道は市街地における下水を排除し、または処理するもので終末</p>

処理場を有する単独公共下水道と流域下水道に接続する流域関連公共下水道があり、設置及び管理は原則市町村が行うものです。流域下水道は二つ以上の市町村の区域にわたり、下水道を一体的に整備した下水道施設であり、幹線管渠・ポンプ場・終末処理場より構成されており、設置及び管理は原則都道府県が行うものです。

所沢市の場合、平成23年度までは所沢浄化センターを有する単独公共下水道と流域関連公共下水道がありましたが、平成24年度からはすべて流域関連公共下水道になりました。

埼玉県内には8つの流域下水道があり、所沢市は荒川右岸流域下水道に加わっています。この荒川右岸流域下水道は、所沢市をはじめ川越市・入間市・狭山市など10市3町で構成し、和光市にある新河岸川水循環センターで汚水の処理を行っています。

所沢市には、国道463号の下に流域下水道柳瀬川幹線が布設されており、航空記念公園の南東部まで伸びています。この幹線に市内4箇所で接続しており、処理場までの間には富士見市に中継ポンプ場があります。所沢市からポンプ場までは、直径1.5mから2.6mの管が約11,304m、ポンプ場から処理場までは直径2.3mから2.7mと直径4.0mの管が約7,800m布設されており、約4時間かけて処理場に到達いたします。処理した汚水は新河岸川に放流され東京湾に流入いたします。

次に、下水道の方式について説明いたします。

下水道の方式には合流式下水道と分流式下水道の2通りの方式があります。昭和40年代初期まで下水道整備の主流は、合流式でした。この合流式は汚水と雨水を一つの管で排除する方式で、全国的には東京都・大阪市・横浜市など、また、県内ではさいたま市・川口市・川越市などの下水道先進都市ではこの方式で整備が進められました。所沢市においても昭和32年から整備が進められ、所沢地区・緑町・小手指町などはこの合流式で整備いたしました。

また、分流式は汚水と雨水を別々に処理する方式です。汚水は処理場で処理し、雨水は側溝等から雨水管に集められ河川や水路に放流します。いずれの処理方式にも一長一短がありますが、現在の処理方式としては汚水だけに限定される分流式が、処理をするのに安定することから、全国的にこの方式で事業が進められており、所沢市でもこの方式により整備を進めています。

次に所沢市の下水道事業のあゆみについて説明いたします。

パンフレットの裏側をご覧ください。

所沢市の下水道は、昭和31年に事業認可を受け翌32年から工事に着

手しました。昭和38年には所沢下水処理場の建設が始まり、昭和43年には所沢地区と処理場を結ぶ幹線が完成し、所沢処理区の下水処理が開始されました。さらに、昭和56年よりコンポスト施設の建設が始まり、昭和58年より汚泥のコンポスト化を開始して農地・家庭菜園等に利用して頂きました。また、昭和47年には荒川右岸流域下水道に参画し、昭和58年に流域関連処理区として供用を始め所沢処理区以外の汚水を処理しています。平成17年に合流式下水道緊急改善事業に着手、平成22年に下水道総合地震対策事業に着手、平成23年に下水道長寿命化対策事業に着手しました。平成24年度からは、県の処理場が増設されたことにより、すべての汚水を県の処理場で処理しています。それに伴い平成24年に所沢浄化センターを廃止いたしました。

次に市街化調整区域の下水道整備事業について説明いたします。

所沢市の面積は7,199haで、この内狭山湖周辺と米軍所沢通信基地を除く6,600haを公共下水道の整備計画区域としています。現在は、この内市街化区域及び市街化調整区域の一部約3,270haについて事業認可を得て、事業を進めています。平成14年度に市街化区域の汚水整備が概ね終了したことから、引き続き市街化調整区域の整備を図ることになりました。市街化調整区域は広大なため事業費も莫大で、整備には非常に長い期間が必要となります。そのため、平成13年に下水道事業運営審議会にて審議をしていただき、当面20年間で優先的に整備を行う区域を定めた第1次市街化調整区域下水道整備計画を策定しました。第1次計画は、地縁性などを考慮し原則として町名・大字名などの地区を一つの単位と捉え、投資効果や人口密度など8項目による客観的な評価を行い、優先順位の高い地区から順番に5年計画の事業区域を決めて実施しています。これまで平成15年度から19年度までの期間で第1期事業を実施し、平成20年度から24年度までの期間で第2期事業を実施しました。今後の下水道計画については、これまで第2期事業終了後、引き続き第1次計画の残りの区域を優先順位に従い第3期、第4期事業として行っていく計画でありましたが、平成22年度に実施した事業仕分けの結果、第3期以降の事業は負担の公平性や市財政に対する影響を考慮した見直しをすることとなり、その結果、第3期以降の事業は平成27年度から実施することとなりました。

第3期事業について詳しく説明いたします。

資料1の6ページをご覧ください。

「第3期市街化調整区域下水道整備事業計画」でございます。

1. 計画年数は平成27年度から平成31年度までの5年間です。

	<p>2. 負担区面積は 125.9ha です。</p> <p>3. 布設延長は 29,726m です。</p> <p>4. 事業費は 37 億 2220 万円です。そのうち工事費は 33 億 6718 万円、設計・補償費等は 3 億 5502 万円です。</p> <p>5. 事業別内訳は補助対象事業費が 7 億 9144 万円、単独事業費が 29 億 3076 万円です。</p> <p>次に 9 ページの「第 3 期市街化調整区域下水道整備事業区域図(全図)」をご覧ください。</p> <p>A 地区から I 地区まで 9 地区ございます。A 地区の拡大図は次のページにございます。A 地区は富岡地区で 21.7ha でございます。B 地区は神米金、所沢新町地区で 29.6ha、C 地区は坂之下地区で 16.6ha、D 地区は牛沼地区で 8.5ha、E 地区は上山口地区で 13.7ha、F 地区は北野地区で 8.0ha、G 地区は三ヶ島地区で 26.6ha、H 地区は小手指地区で 0.9ha、I 地区は中富地区で 0.3ha、以上合計で 125.9ha になります。</p> <p>最後になりますが、現在の整備状況について説明いたします。平成 24 年度末で、3,124.1ha が処理可能な区域になりました。行政人口 343,020 人に対しまして、処理区内人口は 317,729 人ですので、下水道普及率は 92.6%となりました。埼玉県平均は 77.9%で、平成 23 年度末ではありますが、全国平均は 75.8%です。</p> <p>以上で下水道事業の概要について 終わりにさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>次に、議題の「第 3 期市街化調整区域所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する単位負担金額(案)について」、諮問内容及び審議会資料について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>下水道維持課長</p>	<p>それでは、今回の受益者負担金の諮問内容を資料に基づきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>では、事前にお配りいたしました「資料 1」の第 3 期市街化調整区域下水道整備における受益者負担金単位負担金額(案)についての 1 ページをご覧ください。</p> <p>これは、受益者負担金制度の概要と法的根拠についての説明でございます。</p> <p>法的根拠につきましては、都市計画法第 75 条に基づき、「所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」と「同条例の施行規程」を制定し、下水道の処理区域となった土地の所有者等に対しまして、受益者負担金をお願いしているものでございます。</p>

続きまして、2ページ目をお願いします。

当市では、昭和44年から受益者負担金制度を採用いたしまして、平成11年度に、市街化区域の最後となる流域第4負担区として、負担金額を1㎡あたり700円で設定し、平成15年の3月で市街化区域の整備が概ね終了いたしました。

その後、平成15年度から、市街化調整区域の整備を開始するにあたり、流域第5負担区として、第1期市街化調整区域の負担金額を1㎡あたり1,000円で設定いたしました。

平成20年度からは、流域第6負担区として、第2期市街化調整区域の整備を開始いたしまして、負担金額は第1期市街化調整区域と同額の1㎡あたり1,000円に設定いたしまして、事業を行ってまいりました。

次に3ページをお願いします。

ここは、受益者の定義と納付方法でございます。

受益者の定義についてですが、受益者は、原則として公共下水道が整備される区域内の土地所有者としていますが、その土地が、地上権、質権又は使用貸借もしくは一時的な使用を除く賃貸借による権利の目的となっている場合は、それぞれの権利者を受益者としております。

また、当市における受益者負担金の納付方法は、5年間で、年4回、計20回の分割納付をお願いしております。

続きまして、4ページから5ページは、「受益者負担金賦課対象地選定基準」についてでございます。

ここでは、5ページをご覧ください。

枠内にありますとおり、「宅地課税されているかを基準として現存する建物のある土地」を賦課対象区域とするものでございます。

賦課の対象となる土地の判断基準につきましては、「宅地課税されている「建物がある土地」と「建物がある土地と一体で利用している土地」が該当するものでございます。

次に、資料の後ろから3枚目の20ページをお願いします。

第3期市街化調整区域の単位負担金額の考え方について、ご説明申し上げます。

はじめに、設定趣旨でございますが、平成15年度から整備を開始した第1期市街化調整区域の事業計画を検証したところ、第1期の負担率は44.4%になりました。

そこで、平成20年度から整備を開始した第2期市街化調整区域の単位負担金額の設定にあたりましては、第2期市街化調整区域の単独事業費に第1期の負担率である44.4%をかけた、1㎡あたりの単位負担

金額を 1,027 円と算出し、検討した結果、第 1 期市街化調整区域と同額の 1 m<sup>2</sup>あたり 1,000 円で諮問させていただき、答申をいただいております。

このような経緯から、第 3 期市街化調整区域の単位負担金額の算出にあたりましては、第 1 期市街化調整区域の事業計画の負担率と、第 2 期市街化調整区域の算定の基準となった負担率であります 44.4%を採用することが適当と考えております。

次に、19 ページをお願いします。

第 3 期市街化調整区域の単位負担金額の算出方法と書いてある下段の二重丸の所をご覧ください。

当市の受益者負担金の単位負担金額については、第 2 期市街化調整区域の単位負担金額の設定から、次のような算出方法によって、単位負担金額を算定しています。

まず、総事業費 37 億 2200 万円から補助事業費 7 億 9144 万円を除いた、単独事業費 29 億 3076 万円に、第 2 期市街化調整区域の算定基準となりました負担率 44.4%をかけまして、これを、整備面積 125 万 9 千 m<sup>2</sup>で割りますと、1 m<sup>2</sup>あたり 1,033 円と算出されます。

ここから 3 円を切り捨てまして、1 m<sup>2</sup>あたり 1,030 円で諮問させていただきました。

また、お戻りいただきまして、20 ページの 3 をご覧ください。

下水道事業の財源につきましては、国庫補助金、起債、受益者負担金、一般会計繰入金などで構成されておりまして、受益者負担金は、事業費から、国庫補助事業を除いた単独事業費の中で重要な位置を占めているものでございます。第 3 期市街化調整区域の下水道整備にあたりましては、財源の確保は厳しいことが予測されますので、市民の皆さまにご理解を賜りながら、効率的な経営を進め、事業の推進を図っていきたくと考えております。

最後に、21 ページから 22 ページをお願いします。

ここには、「県内の主な市町の受益者負担金・単位負担金額状況」と「県内各市の下水道普及状況」につきまして掲載させていただきましたので、参考にご覧いただければと思います。

近隣市の調整区域の単位負担金額を申し上げますと、それぞれ 1 m<sup>2</sup>あたりの負担金額でございますが、狭山市が 990 円、入間市が 925 円、川越市が 690 円、新座市が 1,200 円で設定されているようでございます。

会長

事務局から諮問内容及び審議会資料について説明がありましたが、質

<p>鹿島委員</p>	<p>問、ご意見がありましたら、お願いいたします</p> <p>資料で平成22年度に市街化調整区域の第3期以降は不要という事業仕分けの結果がでたという記述があります。ところがその翌年の平成23年度に、改めてもう一度、当事業について、諮問しております。こういった諮問委員会の位置づけ、それはどのようなものになるのですか。平成22年度に不要という結果が出たにも関わらず、平成23年度にもう一度伺いを出すというのはどういうことなのでしょう。</p> <p>市街化調整区域の下水道整備については、おおいに賛成ですが、平成23年度の諮問委員会の結論というのはどんな意味をもっているのですか。</p>
<p>北田次長</p>	<p>事業仕分けは、平成22年度に行ったもので、実施した母体は、国の方の事業仕分けも行いました「構想日本」という団体でございます。</p> <p>先ほど市長と管理者の挨拶のなかに、そういった結果についてご報告申し上げましたが、それはあくまでも事業仕分けの結果で、一つの評価という形になります。それは全て市の決定という事項ではございません。事業仕分けでは「不要」という評価が出されたということでございます。</p> <p>このため、市といたしましては、翌年度に、改めて事業仕分けの結果を踏まえまして、第一次市街化調整区域下水道整備計画の第3期以降の事業の今後のあり方を、もう一度、運営審議会に諮るという結論に達し、諮問いたしました。そこで方向性をご審議いただいたというものでございます。答申は、市街化調整区域の第3期以降の事業については、引き続き行うという結論をいただきました。</p> <p>市としても、この答申を尊重し、第3期以降については実施するということで進んだ経緯がございます。</p>
<p>鹿島委員</p>	<p>そうすると諮問委員会というのは、あくまでも市の行政に対する参考意見を述べる場、そういうような解釈でよろしいですか。ここで決定したことは、あくまでも市の行政にとっては、参考意見に過ぎない。そういう形で取ればよろしいですか。</p>
<p>上下水道部長</p>	<p>先ほどの事業仕分けの評価と、審議会の諮問とは重みが全然違います。私共が審議会を設置し諮問をさせていただくということは、その諮問の結果としてご答申を頂きます。その結果は最大限尊重させていただき、それに沿って行政を進めていくというスタンスであります。</p>

	<p>先ほど北田次長が申しあげましたように、評価はあくまでも効率性を尺度として見たものです。公共事業ですから効率性だけでは動かないものもあります。そうした観点から平成23年度の審議会では、公共事業の必要性を考慮し、事業を行うべきであるという答申をいただきました。私共としましては、その答申に沿って公共事業として実施するものとし、今回は、第3期の受益者負担金の額を諮問させていただいております。</p> <p>その答申につきましては、最大限尊重させていただき所存でございます。</p>
鹿島委員	<p>そうしますと、平成22年度は審議会でなく、事業仕分けの結果ということですね。良くわかりました。</p>
会長	<p>ほかにご質問はございますか。</p>
中村委員	<p>すでに説明がありましたが、我々の役割は、地方自治法何条かにおける公的な審議会でありますので、我々が決めることは、市の最高責任者の市長の意思として、ものすごい重みがあると考えます。</p> <p>それを逆転するということは、余程の価値がない限りは自治法の精神に則り、遂行されるものと認識しております。</p> <p>間違いはないだろうかと思いますが、ご確認いただければ。</p>
上下水道部長	<p>その通りでございます。</p>
会長	<p>ほかに質問はございますか。</p>
粕谷委員	<p>まず、19ページ目の資料に対して質問があります。</p> <p>1㎡あたり1,000円ということですが、受益者の皆様の方が受益の負担という形で計算が出ているかと思えます。</p> <p>自分にも関わることなのですが、自分は農業を営んでおりまして、私の土地は農地と宅地の部分が地つながりになっています。市民の方の負担額を聞いたところ、一般的には受益者負担金を年間2万円から4万円（注1）で納付している方が多い。</p> <p>しかし、農家の方となりますと、敷地が広いため、10倍の20万だとか40万くらい（注2）の負担金を支払うようになります。</p> <p>この計算方法にあります宅地面積と、使用する水の量とはだいぶ異なってくると思えます。家族の人数はいろいろですので、そういったこと</p>

<p>下水道維持課長</p>	<p>を踏まえまして、宅地面積ではなく家族の人数とか建物の面積で、受益者負担金額を考えるとというようなことはできないでしょうか。</p> <p>(注1) 総額(5年間)の受益者負担金額 約10万円から20万円  (注2) 総額(5年間)の受益者負担金額 約100万円から200万円</p> <p>まず、第1期、第2期においても同様に宅地課税されております。建物のある土地、建物と一体利用している土地です。これについては賦課対象から除くことはできません。</p> <p>ただし1,000㎡を超える部分について、現況が農産物の生産に使用している、または竹林とか雑木林に使用している土地については、受益者から申請を頂き徴収猶予をしています。</p> <p>それと人数割りによる例として、100㎡の土地で4人住んでいる場合と1,000㎡の土地に4人住んでいるのとの違いということだと思いますが、下水道が整備されると、その土地の排水が良好となり、環境衛生が向上するなど、未整備地区と比べ利便性・快適性が向上し、土地の利用価値が増加します。そういったことから土地の面積に応じて受益者負担をしていただいているというものでございます。</p> <p>近隣市においても、この面積割方式を採用しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>粕谷委員</p>	<p>先ほどいただきましたご説明につきましては、こちらも十分理解をしているところですが、雨水という部分でも畑とか庭に浸透してしまうところも多々あると思うのです。必ずしも、降った雨が流れるというものと使った生活排水ということにはならないかと思っております。私たち農家は市が発足する前から住んでおりまして、その部分では地域と深く関わりがあると考えております。水道の無い時代から住んでおりますが、その頃と生活環境は著しく変わってきているのは十分理解しております。自分がこの審議会のお話を受けました際に、以前の資料も拝見させていただきましたが、平成19年度でも同じような質問を受けているようなのですが、その際の答えというものを自分では聞くことができなかったのですが、その際に質問をされた方がどのように納得されたか、そのようなことをお聞きしたいのですけど。</p>
<p>北田次長</p>	<p>ただ今のご質問の前に出ておりました、なぜ面積割り方式を採用しているかということにつきましてお答えさせていただきます。面積割以外にも人数割りや戸数割りという考え方もできると思いますが、先ほど</p>

	<p>下水道維持課長も申し上げましたとおり、公共下水道に接続しますと下水が排出できるという利点が生れます。下水の排出ができることによって生活環境が向上しまして、建物以外にも土地全体に利益が及ぶということになります。土地利用が宅地でない土地でありましても、その土地を使えば下水が利用できるような状態になります。そのような観点から、土地に賦課させていただいております。</p> <p>もう1点は、人数割りとか戸数割りですが、人の移動があることも十分に考えられます。例えば、4人いたのが2人になるかもしれない、逆に人数が増える可能性もあります。</p> <p>一方、建物についても、増築したりですとか取り壊したりという形になりますとなかなか賦課をかける基準が定まらない状況にあります。</p> <p>下水が敷設されたことによって、より効率的に価値があがることを考えると、土地に賦課するのが理想の賦課の方法かと思えます。そのようなことから、全国の市町村が土地割りで賦課させていただいているということでございます。</p>
会長	<p>ほかにご質問はございますか。</p>
倉澤委員	<p>これからの事業を進めるうえにおきまして、事業費の確保が非常に厳しいと資料に書かれてありました。財源が補助金、起債、受益者負担金、一般会計繰入金というなかで、平成25年度から、お聞きするところによりますと、地方公営企業法を一部ではなく全部という形で取り入れるということですが、最初の帳簿というものは、出来あがっているのでしょうか。</p>
北田次長	<p>公営企業法の適用につきましては、今年度25年度から適用させていただいております。</p>
倉澤委員	<p>そうすると、今まで一般会計からの繰り入れにて、相当な金額入っていたかと思えます。公営企業になると、繰入金が減って、できるものもできなくなったり、減価償却の問題であったり、50年くらい経過した老朽管を入れ替えたり、すごく難解な作業が待ち受けているのではないだろうかと思うところがあります。そもそも、一般会計繰入金は污水处理についてはいけるかなというところがありますが。</p> <p>そういった一番苦しいところの財源の確保、それはどのような形でできるのでしょうか。</p>

<p>北田次長</p>	<p>確かに、本年度から公営企業法を適用いたしまして公営企業として移行をいたしました。先ほど倉澤委員が言われたとおり、財源の確保が難しい状況になっております。汚水処理にかかる経費につきましては、すべて補助金やほかの起債、下水道使用料等で賄えばいいのですが、当然賄えきれないところもございます。その不足する分につきましては、やはり一般会計からの繰り入れということで、現在は補助金という形で繰り入れている状況がございます。ただ、一般会計の方も近年財政状況が厳しく、不景気により、税収の伸びが期待できないということと、歳出であります生活保護費等の扶助費が増えてきているという状況がございます。特に、平成12年度から22年度まででございますと、扶助費は2倍以上に増えているという状況がございます。そういった中から財源の足りない部分を、一般会計に求めるということは大変厳しい状況がございます。今後の下水道整備におきまして、事業を進めていくうえで重要な財源となるのは、下水道使用料や受益者負担金でございます。</p> <p>そういった状況もございますので、今回整備するにあたりまして、第3期以降については受益を受ける方からの相応の負担をいただきたく今回諮問させていただきました。</p>
<p>倉澤委員</p>	<p>下水道事業の平成22年度の資料しか手元にないのですが、歳入に対する繰入金金の割合が結構大きいだろうと思います。大体40%を超えて45~46%くらいになるかと思うのですが、下水道使用料とか手数料、新規の借入れ、市債、これで歳入のほとんどが大まかには成り立っていると思います。</p> <p>一方、歳出については、だいぶ償還しなきゃならない。まだ、建設を続けていく事業も継続して行っていかなければならない。併せて維持管理費もかかってきます。そのような形で、平成27年度からの、負担金の額を44.4%として第1期の数字を検証して、数字が示されているわけですが、調整区域に対する2年後の事業開始、こちらの確かな財源についての見通しはございますか。</p>
<p>北田次長</p>	<p>その点につきましては、先ほどご説明は申し上げなかったのですが、25年度から公営企業法適用したと同時に下水道使用料の方も前回の審議会でご審議いただきまして、21.65%の値上げは妥当であるという結論をいただいておりますので、25年度より改定させていただきました。このことから、ある程度の財源は確保できると思っております。</p>

<p>倉澤委員</p>	<p>今後、平成27年からの事業にあたりましては、整備地区の事業費に対して、補助金の額、起債など財源をバランスよく配分し、極力一般会計からの繰り入れを抑制するような形で、今後の事業運営を行っていかなくてはならないかと思えます。</p> <p>なお、事業計画としては5年を見込んでおりますので、それについては計画を立てております。</p> <p>一般会計からの繰り入れが、40%以上で、21.65%の値上げですから5億円以上の起債を出すと。そうすると金額的にはかなり開きがあるのではないのでしょうか。繰入金と増収の面でそのあたりはどのように考えているのか。</p> <p>そしてもうすでに布設している管を入れ替えなくてはならないものや、下水道事業について、順番を付けられて対応するべきかと思えます。</p> <p>例えば事業仕分けによって受益者負担金事業は2年後に先延ばしとなりました。その背景にはその前にやらなくてはならないことが多くあったという理由もあったのでしょうか。そういった財政面がはっきりしないと感じます。2年後のことを審議するのに、事業仕分けのことから、減価償却費の問題、人口の減少等の推定、そういったことの資料をもう少しいただけたらと思えます。</p> <p>それと、市の財政のことは、平成19年の財政健全化法という法律で市の方で公開しておるわけですが、水道の成績がよろしいですね。公営企業、水道事業、公営事業会計、下水道特別会計、どれを見ましても全体的に国の早期健全化の基準を大幅に下回っておりまして、非常に健全な市だなという印象は受けております。そういったうえでなおかつ、こういった現状があるのは裏に隠れた数字があるのではないかなと思うところでございます。これだけ優秀な所沢市が、今後のことを考えてのお考えなのでしょうけど、財政が非常に厳しいということについて、少しばかり矛盾があるかなというように感じますがいかがでしょうか。</p>
<p>北田次長</p>	<p>最初に、繰入金につきましては、事業に対する繰入金の率が高いというご指摘がありました。繰入金の中に、国で認められた繰入の基準に基づくものと、雨水処理に関するもの、それから先ほど申し上げましたとおり汚水処理に係る繰入金に関するものという3種類がございます。それを含めたうえで3種類の繰入金の比率を言われたのかと思うのですが、このなかで雨水処理に関するものについては、下水道事業で行っておりますが、その費用負担については全て100%、一般会計が負担するこ</p>

	<p>とになっておりますので、当然一般会計から繰入金をいただいております。ですから、繰入金はどうなるかという話になりますと、繰入基準に基づかない下水道使用料等で賄えない汚水処理に係る経費への赤字補填の額をいかに減らしていくかということになるかと思えます。</p> <p>次に今後の財政状況につきましては、平成23年度の運営審議会での後の下水道事業のあり方ということでご審議いただいたときに、他の下水道事業の中で、合流改善事業、総合地震対策事業、それから管を更生させる長寿命化事業などの事業を費用の平準化を図るために、どのようにしたらいいか事業の試算をお示しいたしました。</p> <p>平成23年度については、このような経緯から2年間先延ばしという結果を受けております。そういった中での資料はございますので、お示しすることはできると思えます。</p>
倉澤委員	<p>そのような資料をある程度お出しただけということですが、市でそのような調査がどの程度まで進んでいるのでしょうか。</p> <p>例えば減価償却の区分ですとか、対応年数が50年くらいまでできて取り替えなくてはならない管のことですとか、これに加えて、市街化調整区域にも、もっと延伸していくなど、いろいろなことをしていかななくてはならない。そういったなかで、本物の姿を早めに出していただかないと、1,030円が妥当なのかとか、700円が妥当なのかとかいろいろな事の絡みがわからないと判断しにくいと思えます。今日の議題とは外れてしまいますけれど、今日の議題をお話しさせてもらう上において、そういったものが先に欲しいかなというように思います。</p>
笹原委員	<p>今、倉澤委員から、下水道全体に対する事業運営の大変重要なご指摘がなされたと思えます。ただ、話し合いの中で、事務局の方でこの調整区域の事業拡大は、前回の平成23年度に行われた下水道審議会の中で十分な審議をされた結果、それでやっていこうというお話を承っております。倉澤委員の言っていることは本当に重要で、汚水の処理費の問題ですとか、新しい管を作るのにも事業費がかかりますから、その使用料をいくりにするとかですね、それは非常に重要な問題なのですが、それは前回の審議会である程度の結論を得ていますので、それがもし事務局のほうで平成23年の審議会の内容、それをお示しいただけるのであれば、それをお示しいただくのがよろしいかと思われま。</p> <p>今、私共が市長より諮問を受けて審議するのは、次の第3期の受益者負担金をどのくらいに設定するかということなのです。例えば6ページで</p>

	<p>あれば、この財務内訳が出ています。この中の財源をもう少し国庫補助金はいくらぐらいについて、受益者負担金はどのくらいを予定しているのか。あるいは起債をどのくらい予定しているのか、そういう資料となるかと思えます。</p> <p>それと44.4%の根拠なのですが、それはおそらく前回の審議会でお話しはされていると思います。たまたま割ったもので44.4%としている訳ではなく、都市計画税の関係があるのではないのでしょうか。都市計画税は、都市計画事業ですから市街化区域に割り当てられると思います。市街化区域の整備の受益者負担金と比較した場合、今回の市街化区域外の整備では都市計画税は本来充てられないという問題もあります。そういったことから700円から1,000円に負担金額が上がっているわけです。その結果44.4%という数字が出ていますので、そのあたりのことも委員の皆さんにさせていただければありがたいなと思っております。</p>
中村委員	<p>自分たちが所沢に住んでいて、住民税を納め、あるいは所得税、地方税を納め、それに対して市が地方自治体として、補助事業を行っていくうえでの、市の負担。要するにこの補助事業、単独事業、国の国庫金の補助、あるいは地方交付税があるのかないのかを知りたいと思います。所沢市は財政が豊かですから、期待するのは難しいと思いますが、そういったことについて少し易しく解説していただければと思うのですが。</p>
上下水道部長	<p>ただいま、倉澤委員、笹原委員、中村委員から財政面に関する質疑を多々いただき、ご提言などもいただきましたけれども、例えば、笹原委員からいただきました単独事業費の財源の内訳、44.4%の負担率ですが、笹原委員が言われたように、市街化区域と市街化調整区域に都市計画税を入れるのか入れないかという大きな違いがございます。</p> <p>負担率を44.4%としました理由につきましては、第1期市街化調整区域の事業費に対する負担を計算しましたら44.4%という負担率になっているということが一つございます。</p> <p>過去の審議会でもそういったご審議がありまして、負担の公平性という観点から、市として44.4%という負担率を第2期市街化調整区域でも使わせていただいております。そのような経緯もありまして、今回もご提案させていただいておりますパーセンテージでございます。</p> <p>そういったことを先ほどの説明の中で、もう少し深く説明できれば良かったのですが、もしよろしければ、今ご質問いただきましたものを宿題とさせていただきます、単独事業費の財源の内訳、あるいは割合などの資</p>

<p>会長</p>	<p>料を次回の審議会の中で提供させていただきたいと思っております。 よろしいでしょうか。</p> <p>それでは皆様にお伺いをさせていただきます。 ただ今事務局の方から、今までの質問の件につきましては、次回の審議会の中で資料を提出したいということでございますが、いかがですか、よろしいでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>それでは、そのようにお願いしたいと思います。 それでは審議を続けてまいりたいと思います。 その他です。他にはございませんか。</p>
<p>倉澤委員</p>	<p>19ページの負担金額について計算式があるのですが、19ページの負担金額の式44.4%ですが、この式を見ると(計算の結果が)1,030円ということになりますけれど、21ページの荒川右岸流域の川越市と所沢市の市街化区域、市街化調整区域の面積とか人口とかが似たような規模になっているかと思えます。しかし、川越市と所沢市の負担金の差額が少し開いているかなと思うところがございます。これは、22ページも参考になるかと思うのですが、所沢市の行政区域内の人口と川越市の行政区域内の人口が他の地域に比べても似ていますし、処理区域内の人口も似ています。行政区域の面積は川越市の方が広いために、このような状態になっているかと思うのですが。しかし、㎡単価を比べたときの、市街化区域と市街化調整区域の金額の差をどのように捉えたらいいのでしょうか。</p>
<p>北田次長</p>	<p>川越市との比較で、同じような規模で単価がどのような理由で違うかという話だと思うのですが、各市で、負担金の単価の求め方は全部同じではなく、違うという状況がございます。</p> <p>川越市と当市とは、規模が同じであっても施工方法等が違うというといった場合がございます。そういった所から単価に違いが出てきているのではないかと思われれます。</p>
<p>倉澤委員</p>	<p>そういった場合、工事費用は安い方がいいかと思うのですが、 施工方法が違うのかもしれないということですが、市街化あるいは調</p>

	<p>整区域の地域的な状況によって施工方法が違うということでしたら、致し方ないところもありますが。工法によってこのように額の差がでていくということでしたら、研究の余地はないのでしょうか。</p>
北田次長	<p>それ相応のご負担をいただくという場合であれば、負担金がまったく同じになるということはないとは思いますが、各市の事情もございますので、負担金と同じでなくてはならないということはないかと思えます。</p>
矢倉委員	<p>この資料では、所沢市は平成20年度のデータですが、川越市は平成8年度のものですよね。12年の差から、施工費等の差が出ているということはあるですか？</p>
下水道整備課長	<p>先ほど次長から施工費に違いがあるのではないかと説明がありましたけれども、施工単価自体は埼玉県単価を使っていますので基本的には工事にかかる単価はあまり変わらないと思えます。</p> <p>この違いですが、委員さんがおっしゃられましたように設定年度も違いますし、市の財政状況にもよると思いますがそういった違いかと思えます。</p>
鹿島委員	<p>私が気になっておりますのは、10ページについてです。こちらにA地区の整備状況、今回の第三期の整備地区がでておりますが、大変まだ模様になっております。すでに下水が入っている所もあるかと思うのですが、整備区域に含まれていないところで、まだ下水の入っていない畑等があるかと思えます。こういった畑等が、数年後なんらかの理由で家を建てた、建物を建てたというような場合、その畑の持ち主への負担というのはどのような時に求められるのですか。あるいは、第4期まで家が建たないのが前提ということなのでしょうか。</p>
下水道整備課長	<p>基本的には調整区域は家が建たないというのが原則ですが、建物や家が建った場合には、例えば、今回、整備区域に入らなければ分担金という制度がありまして、分担金を納めていただければ、下水管に接続できるということになります。</p>
内田委員	<p>21ページの資料の関係で、受益者負担金と下水道使用料の関係について納める側として憶測があります。</p>

	<p>先ほど出ました所沢市と川越市の差のことですが、あれは、志木市の市街化区域の負担金の差を例にとってみると分かりやすいのではないのでしょうか。受益者負担金の差はおそらく、他市と比べ、所沢市の下水道使用料が安いために生じている差ではないかなというように感じております。</p> <p>志木では受益者負担金は、昭和56年に設定して負担金額300円となっておりますけれど、志木市の下水道使用料は高いというデータがあり、そういうところでバランスを取っているところもあると考えられます。</p> <p>所沢市受益者負担金は決して安い方ではないので、所沢市の下水道使用料がどのくらいの位置にあるのか、お分かりになればお願いしたい。</p>
北田次長	<p>先ほど下水道使用料を今年度から値上げさせていただいたということをご報告申し上げましたが、平成24年に運営審議会を開きましたが、下水道使用料が当市の場合、県内55団体中、下から2番目でございます。</p> <p>下水道使用料の改定によりまして、20㎡あたり1,029円から1,242円に値上げしました。それでも県内55団体中下から5番目程の下水道使用料になります。県内で考えますと下水道使用料はまだまだ安い状況かと思っております。</p>
会長	<p>それでは議案につきましては、以上とさせていただきます。</p> <p>今回、第1回目でございますが、第2回、第3回とございますので、引き続き事前にお渡ししました資料をご確認のうえよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それでは議事の2番目につきまして何かございますか。</p> <p>それでは、事務局から今後の日程と審議する内容について報告してください。</p>
総務課主幹	<p>まず、全体的な開催回数でございますが、事務局といたしましては、本日の会議を含めまして、今年度4回の開催を予定しております。</p> <p>つきましては、次回の日程でございますが、次回の審議会は、10月中旬とさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、次回の審議内容でございますが、下水道事業受益者負担に関する単位負担金額について、引き続きご審議をいただきたいと考えております。</p>

<p>会長</p>	<p>委員の皆様、いろいろお忙しいとは思いますが、事務局のほうから報告がありましたように、第2回は10月中旬ということによろしいでしょうか。</p> <p>(全員了承)</p> <p>それでは、次回第2回は10月中旬といたします。事務局は、早めに日程を通知していただきたいと思います。</p> <p>これで本日の議事はすべて終了いたしました。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。</p>
<p>安藤総務課副主幹</p>	<p>委員の皆様には、次回の審議会開催のお知らせにつきましては、事務局からご連絡を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>これをもちまして、平成25年度第1回所沢市上下水道事業運営審議会を閉会といたします。会長ならびに委員の皆さまには、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p>